

廿日市市立阿品台中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義と現状

(1) いじめの定義

「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な影響を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

※いじめでないかどうかを見分けるもっとも簡単な基準は、そこに相互性があるかどうかである。

(2) いじめの現状

- ①最近のいじめは、多種多様で見えにくい。
- ②「いじめの構図：被害者、加害者、傍観者、教職員」が複雑に絡み合って、いじめがつけられている。
- ③中学1年生における認知件数が最も多く、学年が上がるにつれて減少する傾向にある。
- ④「見えるいじめ」が陰湿化し、「見えにくいいじめ」へ変化している傾向がある。
- ⑤放っておくと拡大し、エスカレートするものもある（インターネット、SNS等）。
- ⑥加害者の罪悪感がほとんどない。遊び感覚のいじめが多い。
- ⑦毎日の生活の中でマスメディア等の影響を受け、命や人権が軽く扱われている。

2 いじめの分析と考え方

(1) いじめに対する考え方

- ①いじめは、大人に報告することから解決がもたらされる。
- ②教職員が本気で組織的に対応すれば、いじめを解決できる。
- ③いじめは、場合によっては人の命を奪う。
- ④いじめは、人の脳を傷つけ、生きる力を奪う。
- ⑤いじめは、教職員、生徒、保護者、地域により発見することができる。
- ⑥いじめは、人間社会からなくすることはできない。集団（数十人、数百人）が集まる場所には、必ず人間関係のトラブルが発生する。
- ⑦いじめは、ありとあらゆる場所で発生する。（教職員がいない所、いる所）
- ⑧いじめには、集団に対するいじめと、個人に対するいじめがある。
- ⑨集団に対するいじめとは、器物破壊、落書き、投石、動物虐待等の行為で集団の心をすさませ、やる気を奪う行為を指す。
- ⑩発生したいじめを解決する方法は存在する（いじめに立ち向かう個と集団の形成）。
- ⑪いじめの発生は、予測、予言することができる。
- ⑫いじめは、予防、早期発見、手当て、根絶の順に指導を進めていく。

(2) いじめの手口

- ①無視する。
- ②悪口を言う。（体形、癖、身体的欠陥、家族のこと、勉強のこと、過去の失敗等）
- ③落書きをする。（机、本人の持ち物、教室の掲示版、校舎内の人目につく所等）
- ④持ち物を隠す。（シューズ、笛、道具、体操服、弁当等）
- ⑤グループに入れない。（行事・体育祭・文化祭等の特別活動時の班活動、委員会・係活動等）
- ⑥攻撃する。（持ち物の破壊行為、金品強要、誹謗・中傷の手紙、いたずら電話、公共施設の落書き等）
- ⑦暴力をふるう。（バイ菌遊び、タッチ鬼、引っ掛ける、殴る、蹴る、恐喝、集団での暴力）
- ⑧見えない心理的攻撃を行う。（援助交際の登録、メール、SNS、掲示版等 → 犯罪行為）

(3) 配慮を要する生徒

- ①身なりが不潔である。(ネグレクト、養育放棄、虐待)
- ②低学力である。
- ③行動が遅い。
- ④身体的欠陥がある。
- ⑤極端に偏った特徴的自我を発揮する。
- ⑥ハッキリ発言できない、大きな声で話せない。(プレゼンテーションが苦手)
- ⑦自分から友達に話しかけることができない。(コミュニケーションが苦手)
- ⑧家庭の状況が複雑である。(家族関係、保護者の職業、家庭の経済状況)

(4) いじめの過程(「レベル1」までにいじめ問題を発見・解決する)

レベル0		普段(いじめ前)の人間関係	役割交代あり、一定のルール存在
レベル1	孤立化	いじめの入口(1対多の人間関係)	役割交代消滅、ルール消滅
レベル2	無力化	いじめの人間関係の成立	固定的役割関係、金銭の不審な動き
レベル3	透明化	隷の人間関係(深刻ないじめ)	強弱による固定的役割関係

※子どもの時間感覚が、単位時間を大人よりもはるかに長く感じさせることに十分注意する。
時間間隔の落差は、「年齢の2乗に反比例する」(ポール・フレックス)ほど激しい。
(例)被害者は、時間的にも、加害者との関係は永久に続くように感じてしまう。

3 いじめの未然防止

- (1)校内やクラス内で、生徒が持つエネルギーを正しい方向に流すための活動と仕事を企画し、与える。
- (2)集団内のヒエラルキー(力関係の構図)を潰しておく。
- (3)いじめは人間の脳を攻撃し、人そのものを破壊するということを科学的に学習させる。
- (4)態度教育(「時を守り、場を清め、礼を正す」)を徹底し、心をすさませるものを除去指導する(素直に指導を聞き、反応できる生徒に育てておく。「割れ窓理論」参照)。
- (5)一人一人の存在価値を認め、自己肯定感を高める。
- (6)普段から「絶対にいじめは許さない」という教師の本気を伝えておく。
- (7)配慮を要する生徒が、教職員の周りで話したり、教職員と一緒に活動したりする状況を作る。
- (8)日常における「心づくり指導」(心を使う、心をきれいにする、心を強くする、心を整理する、心を広くする)を充実させる。

4 いじめの早期発見

(1) いじめを早期に発見するための観察の視点と方法

- ①学級での活動時に、机をわざと離す(給食時間の机を1cmずらす)。
- ②発言時に周りの者が目配せ・舌打ちをする、物を落とす、音を立てる。
- ③物がなくなる。
- ④手紙を回す。手紙が落ちている。
- ⑤消しゴムのカスが目立つ。
- ⑥クラス内の「開放的な側面」と「閉鎖的な側面」のバランスが顕著になり、活動が固まる。
- ⑦机に不必要な物が多く入れられる。溜まっている。
- ⑧授業が始まってから、トイレに行きたがる。
- ⑨休み時間や昼休みに、図書室や特定の部屋に頻繁に出入りする。
- ⑩下駄箱、トイレ、ゴミ箱、部室、掲示物(特に学級写真に注意)等を見る。
- ⑪食事時のグループを観察する。
- ⑫出欠状況をこまめにチェックする。
- ⑬掃除活動時に観察をする(ゴミ捨てジャンケン)。
- ⑭席替えの様子を観察する。

(2) 基本的には、「観察」と「申告」の2つの仕組みをつくる。

①観察：いじめが起きやすい場所・場面を生徒に指導しておく。生徒のリーダーに教育し、目を増やす。

②申告：いじめに対して、上に上げることができる仕組みをつくる。

(3) 申告方法について

①いじめアンケート

②教育相談アンケート

③アセス

④休み時間活動実態調査（毎日の休み時間と昼休み、誰と何をしていたかを書かせる）

⑤保護者への呼びかけ（保護者アンケート、通信等）

5 いじめ発生後の指導手順（緊急時は、「7 いじめ防止委員会」参照）

(1) 事情聴取と状況把握、確認（被害者本人、加害者、その周り、特に保護者）

(2) 保護（被害者のケア） → 学校の安全確認義務であり、「知らない」は通用しない。

(3) 指導（個人指導、全体集会）

→ その日のうちに第一段階の指導は完結させておく。指導を先に延ばすと口裏を合わされてしまう。なお、事後指導の原則は「弱化」（行動することで、何か悪いことが起こったり、良いことがなくなったりすると、その行動は繰り返されなくなる）であり、「弱化」を伴わない指導からはプラスの変化は見られない。

(4) 連絡（保護者と学校、学年へ）

(5) 広報と情報開示（指導結果を通信にして発信する）

6 いじめ指導のポイント

(1) 重大な犯罪行為であることを認識させる（人の脳を破壊し、人を死に追いやる）。

(2) どちらの反応が正しいか判断させる（見て見ぬ振りがますますいじめを増やす）。

(3) どんな学校、クラスにしたいのかを考えさせる（経営理念を伝える）。

(4) 声なき声を見方にする（指導を支持する集団をつくる。感想を集め、正しい意見を吸い上げまとめて発信する）。

(5) 保護者の支持を得る（保護者向けの発信）。

7 いじめ防止委員会

校務運営メンバー（校長・教頭・教務主任・研究主任・生徒指導主事・学年主任・養護教諭で構成）

※「いじめ認知」は本委員会で行い、市教委に「いじめ認知報告票」を至急提出する。

(1) 危機管理の必要性

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、その目的を達成するため、いじめ防止委員会を設置する。（廿日市市立阿品台中学校校務運営規程 第4章 第17条

第24条、令和7年度 廿日市市立阿品台中学校 学校経営組織図、廿日市市阿品台中学校いじめ防止委員会設置要綱参照）

(2) 対象事例

①いじめに係る自殺（予告）

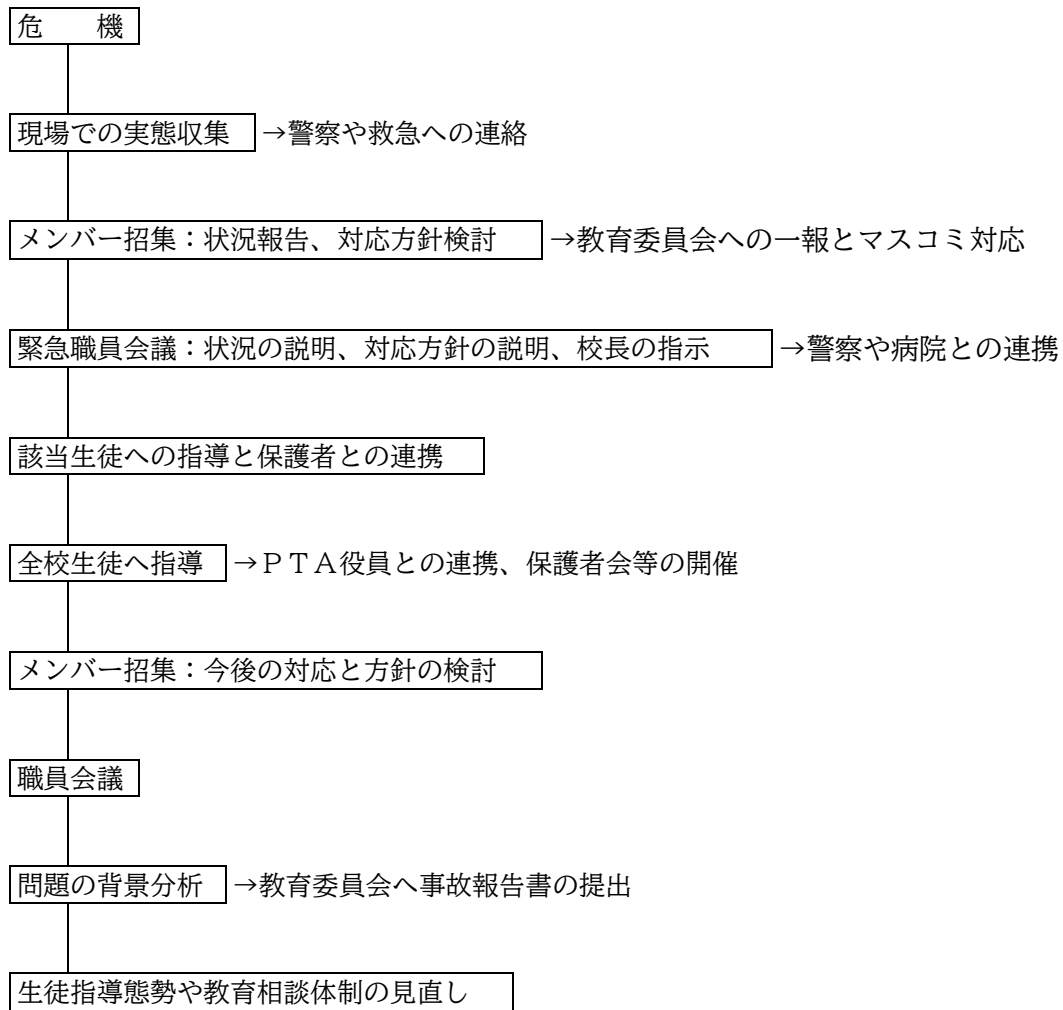
②いじめに係る犯罪行為（またはその疑い）

③いじめに係る事故（またはその疑い）

(3) 緊急対応の構成（プロジェクトチーム）

校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導学年代表、各学年主任、教務主任、養護教諭を中心に、人間関係のある教職員を柔軟に構成する。

(4) 体制の基本的な流れ



(5) プロジェクトチームの役割

①校長

- ・状況を判断し、対応方針を決定する。
- ・緊急職員会での報告と教育委員会との連携をする。
- ・マスコミ対応の1本化を図る。

②分担

- ・事実関係把握と該当生徒・保護者対応：
事実関係に基づき、該当生徒・保護者へ迅速に対応する。
- ・教職員全体の共有化：
緊急職員会議を開催し、事実関係と方針を周知徹底させる。
- ・生徒への対応：
全校集会を開催して事実関係を説明し、状況に応じて教育相談を実施する。
- ・保護者への対応：
保護者会を開催して事実関係と方針を説明し、保護者全体の理解と協力を得る。
- ・関係諸機関対応：
関係諸機関と連携をとり、事実関係と方針を共有する。